

会議要旨

【開催概要】

会議名称	令和7年度 第9回富田林市子どもの権利に関する条例検討委員会
開催日時	令和7年10月24日（金）18:30～20:30
開催場所	市役所3階 庁議室
出席委員	岡島委員（委員長）・谷委員・岡本委員（オンライン）・竹原委員・笠松委員・藤井佳江委員・長橋委員・石川委員・遠坂委員・山本委員・小野寺委員・北辻委員 (計12名)
欠席委員	藤井睦子委員（副委員長）・勝井委員
事務局	こども未来部：小島部長 こども政策課：大堀課長、廣谷課長代理、菖蒲係長、今井副主任 教育指導室：山口教育総務部次長兼室長、椋原参事兼人権教育係長 人権・市民協働課：笹野課長 (株) ジャパンインターナショナル総合研究所：中村洋司氏 中村容子氏
配布資料	本日の次第 資料1 富田林市子どもの権利条例（素案） 資料2 富田林市子どもの権利条例（素案）解説付き 資料3 富田林市子どもの権利条例素案に関する意見一覧と対応について 資料4 パブリックコメントの実施について 資料5 富田林市子どもの権利に関する条例検討委員会報告書の構成について 資料6 子どもの権利条例いっしょに作ってみない会？発表会について 資料7 小学生サミット報告 資料8 イベント『デコトン2025』報告 資料9 前回会議の意見について 富田林市子どもの権利条例素案に関する意見一覧と対応についてver5
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 子どもの権利条例素案について 資料1 「富田林市子どもの権利条例骨子案（素案）」 資料2 「富田林市子どもの権利条例骨子案（素案）解説付き」 資料3 「富田林市子どもの権利条例骨子案に関する意見一覧と対応について」 富田林市子どもの権利条例素案に関する意見一覧と対応についてver5 (2) パブリックコメントの実施について 資料4 「パブリックコメントの実施について」 (3) 条例検討委員会の報告書について 資料5 「富田林市子どもの権利に関する条例検討委員会報告書の構成について」 (4) その他 資料6 「子どもの権利条例いっしょに作ってみない会？発表会について」 資料7 「小学生サミット報告」

	資料8 「イベント『デコとん 2025』報告」 資料9 「前回会議の意見について」 (5) 事務連絡 3. 閉会
公開/非公開	公開
傍聴者	4名
その他	なし

【議事要旨】

事務局	<p>1. 開会 (事務局) ・配布資料の確認</p> <p>2. 議事 (1) こどもの権利条例素案について ●資料1～3をもとに説明。 (説明省略)</p> <p>◇事務局からこどもの権利条例素案について説明がありました。この点に関して、ご質問・ご意見を伺います。</p> <p>まず、私から1点申し上げます。「富田林市こどもの権利条例素案に関する意見一覧と対応について Ver5」のNo.7の意見についてです。第5章において、第15条に相談・調査専門員についての記載があります。「相談」に関する業務内容は第2項に示されていますが、「調査」に関する業務内容が条文中に明記されていません。前回まで相談・調査専門員という名称で記載していましたが、その職務について相談業務のみが記載され、調査業務が説明されていないため、具体的にどのような業務を行うのか条文中に記載する必要があると考えます。</p> <p>事務局の対応案では、相談・調査専門員という名称を「相談員」に変更し、「相談その他の支援を行う」とされています。しかし、最近確認した他の自治体の条例では、相談・調査専門員という名称を用いているところが複数あります。相談を受けて、こどもの権利擁護委員とも相談しながら調査などを行うことになります。私としては、相談・調査専門員という名称を使用し、その上で調査に関する業務の説明を第15条第2項において記載する方が適切ではないかと考えます。</p>
委員	<p>◇この相談・調査専門員は権利擁護委員の補佐に近い役割を担い大きな役割を果たすものと考えます。権利擁護委員については、第14条第4項にどのような人がなるのか明記されていますが、相談・調査専門員は現在の文言ではどのような人がなるのか、誰が決めるのか分かりません。これらを明記する必要があるのではないかでしょうか。</p>
委員	<p>◇現在の第15条第2項の書きぶりだと、相談・調査専門員の役割が報告するだけの人という印象を受けます。解説には「報告し、対応を検討します」とあるので、もう少し内容が分かりやすくなることを期待します。</p>

委員	◇相談・調査専門員について、別途規則などを作成される予定でしょうか。ここに詳細を記載しないのは、そのような意図があるのかと考えました。
事務局	<p>●各委員からいただいたご意見についてお答えします。</p> <p>ご指摘のとおり、相談機関である権利擁護委員と相談・調査専門員については別の規則等を作成し、詳細な制度設計を行う予定です。今年度でこの権利条例が議会で可決されれば、令和8年度の1年間をかけて、権利擁護委員のあり方、制度設計、人選について検討します。全国の先進事例を参考にしつつ、本市の状況に合った最適な形を議論していく必要があると考えています。また、権利擁護委員に比べて相談・調査専門員の記載が少ないので、まず権利擁護委員の方々がしっかりと議論した上で、相談・調査専門員のあり方を企画していきたいと考えているためです。条例上は権利擁護委員の明文化が多く、相談・調査専門員の制度設計はその後に続くイメージとなります。</p> <p>そして、誰が任命し、どのような職種の方がなるかについて、現時点で条例上に明文化するまで詰めきれていない状況です。具体的な職種としては、心理士、社会福祉士などの専門職の方が活動されている事例が多いと見受けられます。これらを含めて議論を進めていきたいと考えます。</p>
委員長	<p>◇他市における相談救済機関では、オンブズパーソンや子どもの権利を守る専門家として、法律、福祉、教育の専門家などが権利擁護委員等になっています。その下に相談・調査専門員として、カウンセラーや社会福祉士の資格などを持つ方がサポートとして配置される形です。</p> <p>具体的な業務としては、相談受付から相談対応、相談内容によっては事実確認や調査を行います。また、子どもの権利に関する啓発活動などを行い、権利擁護委員を補助する立場として業務を担います。</p> <p>今回いただいたご意見について、最終的には委員長と事務局に一任いただきたいと思います。どのような職務を担うのか、主要なものをいくつか記載する方が適切ではないかと考えます。また、詳細は別に定めるという文言を入れる方が良いと考えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>●第7章雑則の第19条に「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める」と記載しており、ここで全体を包括している形です。</p>
委員	<p>◇どのような人がなるかについては理解しました。ただ、どのように決めるか、誰が決めるかが分かりません。例えば市長が任命する場合、市の施設で問題があったときに利害が対立することもあり得ると考えます。市長が任命すると、権利擁護委員の業務を補佐するために相談・調査相談員に業務を依頼できるのか疑問に思います。どのようなイメージを持っているのかお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>●現在の予定では、権利擁護委員会は市の附属機関となります。相談・調査専門員は市の会計年度任用職員として任用する予定ですので、その立て付けでは任命権者は市長になります。実質的な任命は市長が行いますが、どのように決めていくかについては、権利擁護委員となる方々と協議して決めていくことになります。</p>
委員	◇別に規則が設けられることが分かりました。それでも相談・調査専門相談員

	<p>の条文の中に守秘義務について明記していただきたいと思います。相談にあたって秘密を守ることは、こどもにとって大きな安心につながります。</p>
事務局	<p>●権利擁護委員に守秘義務を記載している理由は、特別職の公務員となり、地方公務員法が一部適用されないところがあるためです。一方、相談・調査専門相談員については、地方公務員法が適用され、守秘義務が既に定められているため、ここでは記載していません。</p>
委員長	<p>◇守秘義務についてはそうした事情を踏まえた上で、条文に含めるかどうかは検討させてください。ただし、解説の中には記載する方が良いと考えます。相談・調査専門員の任命は他市においても難しい議論がなされています。任命権者は市長ですが、権利擁護委員の補助をするため齟齬が生じる可能性があります。条例の趣旨から言えば、こどもに寄り添うことが最も重要ですので、実際の運用では独立性を重視して実施していくことになります。</p> <p>委員長と事務局で記載内容を再度検討します。</p>
委員	<p>◇第4条の「相談する権利」「相談できる権利」の表記について、私はどちらが良いか結論が出ていません。ただし、窓口を作るだけでなく、こどもが相談できる力を大人が育むこと、こどもが相談してもよいという信頼感を育む機会や環境をどう作るかという視点が必要だと考えます。現在、自己責任論が強調され、自分が悪い、自分だけで何とかしなければならない等、他に相談することを恥ずかしいと感じる風潮がある中で、こどもが相談できる力やエンパワーメントをどうするかという視点がなければ、権利が実際に行使されるか疑問です。</p> <p>武蔵野市の条例では、相談という1つの項目を設け「育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めます」「市は、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、多様な相談の場と関係機関との連携体制の整備に努めます」「市は、暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けている子どもが安心して相談することができるよう、適切な相談手段の整備、子どもへの子どもの権利の学習の推進および虐待などに気づくことができる支援者の育成に努めます」といった内容が記載されています。このような記載を検討していただき、相談を受け止めていく体制作りや、学校などでもこどもが相談できる力を育む教育に取り組むことも含めなければ、相談する権利、相談できる権利の実効性は難しいと考えます。</p>
委員	<p>◇こどもを主体と捉え、その権利の定義を考えると、「相談する」では大人に対するメッセージが強いと感じました。相談は強制的にするものではなく、こどもの自由を考えると、「相談ができる」という可能性、行為が認められているということを踏まえた中で、「できる」というニュアンスを強くする方が良いと考えます。また、それをどのような形で市が整備していくかはとても大切なことだと思います。解説のどこかで記載されている可能性もあるかと思いますが、より一層踏み込んで記載することも必要かと感じました。</p>
委員長	<p>◇こどもが相談するという行動をとるためには、様々な条件が必要です。1つはこどもがエンパワーメントされ、相談する権利があるという権利の認知、それから、一定の自己効力感や自己肯定感を持つことも必要です。一方で、窓</p>

	<p>口が分かりやすいか、大人や社会として相談してもよいという価値観や文化が示されているかという環境の条件もあります。</p> <p>この委員会としては、相談する窓口を設ければよいという単純な問題として考えておらず、複雑な要素があることを委員全員が認識しているというスタンスが条文の中に読み取れることが重要です。私たちが相談するという行動を複雑なものとして扱っているというスタンスを示し、それを踏まえて何を行わなければならないかを考えて記載したいと思います。</p>
委員	<p>◇学校現場では、こどもが相談したい場合、スクールカウンセラーや担任と話をし、必要に応じて外部にも相談します。この相談員という役割がどのようなものか、現段階では学校側に十分伝わっていないため、そこへつなげようとはならないと思います。今後、このような相談ができる場所もあるということをスクールカウンセラーとどう違うのかも含め教員が理解できるように説明をしていただければと思います。</p>
委員長	<p>◇学校の中でスクールカウンセラーにつなげられるこどももあり、それで解決する場合もあります。一方で、学校には知られたくない中で相談したい、学校とは関係ないところで相談したいということもあるのではないかという想定をしています。</p>
委員	<p>◇「相談する権利」、「相談できる権利」について、私は「相談する権利」でよいと考えています。できる、できないはその子の環境によります。こどもは相談してよいと思うことでも、相談することが不利益につながると思っていることが多いです。学校でのいじめを例にすると、いじめられている子といじめている子が身近におり、そういうところでは相談は難しい状況です。学校の先生に相談したものの、十分な対応につながらなかつたという声を聞くこともあります。そうしたことが重なるうちに、相談しても無駄という無力感につながります。</p> <p>今回、条例で子どもの権利を明記し、市が保障する救済機関を設けることはとても大きなものです。そこで解決する、しないにかかわらず報告がなされ、理由も説明されます。相談することは意見表明ですので、そのような意味で大きな条例だと考えています。</p> <p>自分の意見を聞かれ、表明し、尊重される権利も記載されているので、「相談する権利」があるということでよいのではないかと考えています。できる、できないに関しては、どのような手段で子どもに周知し、救済機関があることを示すか、例えばハガキを全員に配布し無記名で相談できるようなシステム等が必要かと思います。</p>
委員長	<p>◇この救済機関に関しては、イメージがつきにくいところもあると思います。私の考えとしては、窓口の多様化です。現在も様々な窓口があります。学校が設けたものもあれば、福祉の窓口、市民団体が設ける窓口もあります。それに加えてさらに市として救済機関を設けるという、相談窓口の多様化という側面が一つあります。</p> <p>ここに持ち込まれる相談については、他市の救済機関を訪ね、実際にお話を伺うと、深刻な悩みでなくとも相談できる窓口ということです。</p> <p>2つ目は高い専門性に裏付けられているということです。教育、福祉だけで</p>

	<p>なく法律の専門家もおり、多様な高い専門性に基づいて相談を受け、権利が侵害されている状況をどのように回復していくか図っていきます。それが独立性という原則に守られ、子どもの最善の利益を図っていくところが、救済機関の最も重要なポイントだと考えます。</p>
委員 委員	<p>◇窓口の多様化と独立性の担保は大事な視点だと思います。</p> <p>◇意見シートの内容や会議内での意見が取り入れられており、良い条例ができるで楽しみにしています。子どもの幸せを大人はみんな願っていますが、一部、子どもの幸せを願えない大人がいるとしたら、その大人自身が満たされていない、子ども時代に権利を守られてこなかったためと考えます。</p> <p>これから条例ができて、取組を進めていくにあたって、大人と子どもがどうやったらできるかと一緒に考えていく姿勢が必要だと思います。</p> <p>保護者も子どもを育てるのが辛いという状況もあると思います。子どもを守るために何が必要か、大人側を守ることもしっかりと考えていけたらよいと考えます。</p>
委員長	<p>◇子どもの権利基盤型アプローチというのは、子どもたちがエンパワーされることが重要であり、同時に、子どもたちの権利を尊重し、守り、実際に実現していく大人社会を構成する、権利保有者としての保護者や学校の先生方、福祉の方々など、様々な方々も強化される必要があります。子どもの権利を保障したいと思っているにもかかわらずできないという状況をどのように社会全体として支えていくかが、子どもの権利条例の最も重要なポイントだと考えます。</p>
委員	<p>◇ 第6章の第16条について、「子どもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとします」という箇所に、前文にある大人も一緒に考えるということを改めて加えていただきたいです。また、評価および検証において、専門家の会議だけではなく幅広く意見を聞く仕組みを入れていただきたいと考えます。また、「参加する」という表現では、子ども会議参加者だけが対象という印象を与える懸念があります。</p> <p>第16条第3項について、「子ども計画の策定にあたっては、子どもの声を聞く機会を設け、その意見を反映していくものとします」という表現に変更することで、日常的に発せられる子どもの声を聴いていく姿勢が伝わると考えます。そして、第17条の第2項と第3項について、より広く定義していただくことを希望します。</p>
事務局	<p>●子ども・子育て会議というような組織の名称でしか入っていないところが、限定的なニュアンスに見えるのではないかという懸念があると理解しました。第16条第3項の「子どもが参加する機会」で、子どもに対する制限をかけていませんので、基本的には様々な子どもの意見は反映されるものと考えます。また、大人のニュアンスのところをもう少し幅広く解釈できるよう工夫いたします。</p>
委員長 委員	<p>◇本市においては子ども・子育て会議を設けて、そこで子ども計画について議論されます。子ども・子育て会議には様々な分野の人が参加されておりますので、そういう内容を解説の中にも盛り込むことが考えられます。</p> <p>◇「参加する機会」「参加」というワードが、参加メンバーに限定されたイメー</p>

	<p>ジを持たれるのではないかと感じます。そういった機会もあって良いと思いますが、日常的なつぶやきなど、子どもの様々な場面での多様な意見を反映できるような表現にすると、「参加する機会」よりも「子どもの多様な意見を聞く」に近い内容になると考えます。</p>
事務局	<p>●現在、解説には記載されている状況で、そこには「計画の策定において、子どもの参加する機会を設け、その意見を聞くことを定めています。その際、第12条に規定している子どもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施します」と記載しています。本文に記載した方が良いというご意見と受け止めていますので、どのように反映できるか検討いたします。</p>
委員	<p>◇私はこの会議の中で、居場所の重要性を述べてきました。第13条第2項の居場所について、居場所は常に子どもたちが意見表明をしている場所です。特に機会を設けなくても、子ども食堂等の日常的な場所から意見を拾い上げることに敏感であってほしいと考えます。子ども食堂等に参加して子どもやボランティアと話することで、子どもの意見が見えてくると思います。そういうニュアンスを入れていただければ幸いです。</p>
委員	<p>◇夏のワークショップでも、子どもが「条例を作っても本当に守ってくれるのか」と何度も言っていました。これまで大人が子どものことを考えたり決めたりする場に子どもが参加することが認められていなかったため、第16条、第17条の第3項で「参加する機会を設ける」と明記されていることが重要だと思います。子ども自身が条例を活用できるか検証し、より良く進化していくような条例になることを期待します。</p> <p>日常的な場所で子どもが何気なく発する声を聞くことは重要ですが、特に子どもに関連する事業、施設を運営されている方にとっては、身近な人として話を聞く姿勢が大切だと考えます。</p>
委員長	<p>◇皆さまのご意見を踏まえ、委員長と事務局で検討します。「参加」では集まつてもらうイメージがあるため、アウトリーチ型で出かけていくことも必要です。また、年齢、発達段階を踏まえた方法や、公式・非公式な場、学校、市民団体、福祉施設等との連携も重要です。</p> <p>そして、海外につながりのある子ども、障がいのある子ども、不登校の子ども、セクシャリティー等、多様性を踏まえた参加について、条例本文または解説にどのように記載できるか検討させていただきます。</p>
事務局	<p>●パブリックコメントのスケジュール等の関係で、今回、会議後の意見シートをご提出いただく機会がありませんので、条例素案について他にご意見があれば、この場でお願いいたします。</p> <p>(意見なし)</p>
事務局	<p>●条例の素案について、本日いただいた意見に関しては、事務局と委員長の方で、しっかりと議論をさせていただき、後日、完成した素案を皆さんに送付させてもらいます。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>(2) パブリックコメントの実施について</p>
事務局	<p>●資料4をもとに説明。</p> <p>(説明省略)</p>

委員 事務局	<p>◇学校への協力はどのようにしていく予定でしょうか。</p> <p>●学校現場においては、資料4の内容とは別に「みんなの意見を募集するよ！」の実施を検討しております。詳細については、校長会等を通じて学校に協力を要請していきます。</p>
事務局	<p>(3) 条例検討委員会の報告書について</p> <p>●資料5をもとに説明。</p> <p>(説明省略)</p> <p>(意見なし)</p>
事務局	<p>(4) その他</p> <p>●資料6～9をもとに説明。</p> <p>(説明省略)</p>
委員	<p>◇市の主催であるため、やむを得ないと思いますが、プログラムの最初の挨拶、これまでの経緯説明は、大人が行う場面と思いますので、できる限り短くしていただき、こどもが主役となる部分の時間を長くしてほしいと思います。</p>
委員	<p>◇発表会について、招待状というワードが出ていましたので、市長やこども自身の学校の校長先生に招待状を持って行き、それを広報に活用することを検討してはいかがでしょうか。そうすることで、こどももしっかり参加している、こどもが主体でこの発表会を作っているというイメージにもつながっていくのではないかと考えましたので、検討していただければと思います。</p>
事務局	<p>(5) 事務連絡</p> <p>●次回の会議は12月19日（金）18時30分からを予定しています。</p> <p>主な内容としましては、条例検討委員会報告書案について開催させていただく予定です。会場参加が難しい場合はオンライン参加も可能としておりますので、また事前にご連絡ください。</p> <p>3. 閉会</p>

以上